

# 大宝西保育園サービス評価結果(30年度)

評価基準	評価項目ごとの 評価結果	総合所見	
		園の特徴、特色など評価できる事項	今後取り組むべき検討課題等
<b>I. 子どもの発達援助</b>			
<b>1 発達援助の基本</b>			
(1) 保育課程が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	㉠ b c	<p>栗東市保育基本理念に基づき、保育方針や保育目標を纏めた「全体的な計画」を作成している。保育目標は養護・教育等7分野に亘り、地域・保護者のニーズを把握し保育者等が協議し作成している。</p> <p>実践には保育者は期・月・週案に具体化し「PDCAサイクル」方式にて実践し評価、見直しを経て、翌月計画に活かしている。</p> <p>乳児、要支援児には、個別に指導計画を作成している。特に要支援児の個別の指導計画は、懇談等を通し保護者の要望も取り入れ作成している。</p> <p>一人ひとりの発達状況は児童票に記録し職員会議、クラス会議で協議し、月・週案に反映させ、情報の共有に努めている。</p>	
(2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	㉠ b c		
(3) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。	㉠ b c		
(4) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。	㉠ b c		
(5) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。	㉠ b c		
<b>2 健康管理・食事</b>			
(6) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、一人一人の子どもの健康状態に応じて実施している。	㉠ b c	<p>健康管理マニュアルを基に「年間保健計画」をたて、視・聴力検査、内科・歯科検診、検尿等を実施し、異常ある場合、連絡ノート等で保護者に伝えている。</p> <p>感染症、食中毒防止対策を保護者に説明し保健所や市の保健課情報を送迎テラスに掲示し保護者に通知している。</p> <p>入園時にアレルギー有無を確認し医師の指示書に従い、市の栄養士の指導の下、除去食提供の対応マニュアルを備えている。現在、該当者はいない。</p> <p>献立表は毎月保護者に配布し、保育者は朝礼でその日の献立を確認し合っている。喫食状況は口頭、連絡帳で保護者に通知し、献立サンプルを送迎テラスに展示している。</p>	<p>健康診断の結果報告は異常の有無に関わらず保護者に報告した方が保護者は安心されるので検討を期待したい。</p>
(7) 健康診断(歯科を含む)の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉠ b c		
(8) 感染症への対策については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。	㉠ b c		
(9) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。	㉠ b c		
(10) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。	㉠ b c		
(11) 衛生面に配慮しながら、食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉠ b c		
ア 食事をする部屋としての雰囲気作りに配慮している。	○		
イ 食器の材質や形などに配慮している。	○		
ウ 個人差や食欲に応じて、加減するように工夫している。	○		
エ 残さず食べることや偏食を直すことに対する指導にあたっては、強制したり叱るなどの行き過ぎがない。	○		
オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。	○		
カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。	○		
キ おやつは、手作りを心がけている。	○		
ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。	○		
ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。	○		
コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。	○		
サ 子どもが配膳や後片付けなどに参加できるよう配慮している。	○		
シ 調理作業をしている場面を子どもが見たり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。	○		
		<p>毎月「給食だより」に季節料理の献立を紹介し、三色食品群を「献立表」で紹介している。保護者にも、食事の大切さや楽しみ方を伝えている。4・5歳児クラスは、食事前に当番の園児がテーブルを拭き、配膳を行って、献立を紹介し皆で食前食後の挨拶をし、保育者は子どもと一緒に食事をしている。</p> <p>給食内容は、園長が検食をし園内給食会議、毎月の市内合同給食会議で給食内容の報告、改善策の協議等を行っている。</p> <p>子ども達が育てた、さつま芋、玉ねぎ、大根等で、焼き芋、カレーライス等を楽しんでいる。</p> <p>クッキング等を保育に取り入れ、食育を推進している。子どもは指導計画に沿ってクッキングを楽しんでいる。</p> <p>給食業者が別棟で調理している為、子ども達の見学は不可能であるが、ワゴンで配達する係員と親しく言葉を交わし感謝の意を伝えている。</p>	

<b>3 保育環境</b>			
(12) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 ア 採光に配慮している。 イ 換気に配慮している。 ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。 エ 手洗い場、トイレは、保育中に時折り清掃し、不快なおいがないようにしている。 オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。 カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。	①    b    c ○ ○ ○ ○ ○ ○	各保育室のスペースを、食事、生活と活動の別に分けている。特に未満児保育室では、授乳や昼寝コーナーは、乳児の気が散るのを避ける為、廊下等から見え難くする配慮をしている。 寝具は毎週末家庭で必要に応じ洗濯・消毒・乾燥がなされ、週明けに園に持参している。 砂場、遊具は「安全チェックリスト」で毎月安全確認を実施し、砂場は月2回掘り起し、半年毎に業者が消毒している。砂場の補充は地域ボランティアが引き受けている。 園庭の足洗い場にひび割れ・欠損がある	園庭の、足洗い場の清掃や糞の子の安全処置(ひび割れ、欠損がある)を望みたい。
(13) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。 ア 子どもが不安になったりした時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。 イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける空間がある。 ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間がある。 エ 食事のための環境が整えられている。 オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。 カ 配色に配慮した保育室となっている。 キ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。 ク 屋外での活動の場が確保されている。	①    b    c ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	各保育室には季節感のあるインテリア(季節の草花の展示など)の工夫がなされ、好みの玩具を広げて遊べるスペースと、座って落ち着いて絵描きや食事をするスペースを保育者手作りの仕切りで分けている。園庭には季節の草花を植え、園周辺の自然環境も整っている。天気の良い日は園庭で遊び、近隣や近隣公園に出掛けている。 「園保健計画衛生マニュアル」に基づいて、清掃・消毒をしている。トイレは、明るく、清潔で、不快なアンモニア臭はない。	
<b>4 保育内容</b> (14) 一人一人の子どもへの理解を深め、受容しようと努めている。 ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。 イ 「早くしなさい」とせかさ言葉や、「だめ」「いけません」など制止する言葉を用いないようにしている。 ウ 子どもの質問に対して、「待ってて」「あとで」などと言わずに、なるべくその場で対応をしている。 エ 「できない」「やって」などいってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。 オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりして。	①    b    c ○ ○ ○ ○ ○ ○	登園時に健康観察を行い、保育者同士がお互いに注意しながら表情をよく見て、穏やかに受け答えしており、保護者と離れがたい子どもは保育士が抱っこして見送っている。 保育者は、子どもの気持ちを受け止め、ゆったりとした気持ちで接するように努めて、ほめたり励ましたりして、子ども達が楽しく元気に過ごせるように接している。注意や言い聞かせの場合、保育者は、同じ目線でお互いが目を見つめ合って、声を荒げる事もなく、落ち着いた穏やかな語りかけで、制止やせかさ言葉もない。注意した以上に出来た事を褒めたり励ましたりしながら、子ども達を見守っている。	
(15) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。 ア トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。 イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないように配慮している。 ウ 衣服の着脱に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。 エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。 オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。 カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。 キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。	①    b    c ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	乳児は育児担当制を取入れ、担当保育士が子どもの排泄リズムを把握し一人ひとりに対応している。 おもらしをした時は、保育士が手伝って衣服を着替え「きれいになったね、これからは注意しようね」と優しく導いている。 衣類は衣類籠やボックスを分かり易く並べ、着脱手順や方法を教え、急かさず、自分で出来る様にし、自分で出来た時は「よく出来たね」とほめ、自分でやったという気持ちを養成している。 各保育室には畳敷きの空間を設け、午睡以外に眠くなった時は何時でも安心して眠れるようにしている。 3, 4歳児は遊戯室を午睡場所にしている。カーテンで暗くし、一人ひとりの休息パターンを把握し、眠くない子どもはそばに寄り添い眠るように導いている。	

(16) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	㉑	b	c	玩具・遊具を各コーナーに置き、ロッカーには、それぞれ自分のシールを貼り、はさみ・クレヨン・お絵描き帳等が入っており、いつでも自由に取り出して遊び片づけられるよう工夫している。デイリープログラムで遊び時間を設け、早朝保育・延長保育では異年齢児と一緒に遊ぶ工夫をしている。
ア 子どもが発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。		○		
イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。		○		
ウ好きな遊びができるコーナーが用意されている。		○		
エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。		○		
(17) 身近な自然や社会と関わるような取り組みがされている。	㉑	b	c	天気の良い日は近隣の農道や公園に出掛け、生き物に触れて自然について学んでいる。また散歩で拾った落ち葉やどんぐりなどを創作活動に活用している。採取したメダカ、ザリガニを飼育している。 大宝西ふれあい解放文化祭に参加したり、大宝西学区ふれあいまつりに以上児の作品を展示している。
ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。		○		
イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。		○		
ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。		○		
エ 地域の行事に参加したり、公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会を作っている。		○		
(18) 地域の自然環境に親しみ、守り育てる取り組みがされている。	㉑	b	c	地域、保幼と協働の「大西っ子まつり」で交流を進めている。「地球にやさしいくらし」として、子ども達と環境保全保育に取り組み、牛乳パック・段ボール・ポリ容器等を制作に利用する一方、ごみを分別もしている。 保護者に呼び掛け、アルミ缶の回収や保護者会の環境整備(草刈りなど)の協力を得ている。
ア 自然環境を守り育てる取り組みが計画されている。		○		
イ 職員に自然環境を守り育てる研修の機会を提供している。		○		
ウ 自然環境を守り育てる取り組みを保育の中で実践している (身近な素材の再利用、ごみの分別、清掃活動など)		○		
エ 保護者や地域と共に、自然環境を守り育てる取り組みをしている。		○		
(19) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	㉑	b	c	絵本との出会いで親子の温かい精神的な結び付きの深まりと豊かな感性の芽生えを育むことを目標に、「親子お話し会」を実施している。1日一話の絵本の読み聞かせを行っている。ひだまりの家「ゆめのくに」の蔵書も楽しんでいる。 以上児、未満児毎の合同リズムあそびや、身体能力を培う取組、異年齢保育でお互いが認め合う取組みをすすめている。 子どもたちは作品展、音楽会、生活発表会、運動会、お楽しみ会、七夕等を通し、作ったり、歌ったり、踊ったりして楽しんでいる。
ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりできる場面がみられる。		○		
イ さまざまな楽器が楽しめるようになっている。		○		
ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、さまざまな素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。		○		
エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。		○		
オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。		○		
カ 絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。		○		
(20) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。	㉑	b	c	人権擁護委員会のポスター“3つの約束:嘘をつかない。いじめをしない。仲良くする”を以上児保育室内に掲示し、保育者が折に触れ教えている。 喧嘩の場面では、状況に応じ見守り双方の言い分を聞き、相手を思いやる心を育てている。 早朝保育・延長保育では異年齢保育を取入れ、年長児が遊びのルールや相手を思いやる心、助け合う大切さを示している。
ア 子ども同士の関係をよりよくするよう適切な言葉かけをしている。		○		
イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。		○		
ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。		○		
エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。		○		
オ 異年齢の子どもの交流が行われている。		○		
(21) 子どもの人権に十分配慮すると共に、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	㉑	b	c	人権に関する職員向け研修会を毎月開催し、保育者は受講を通して意識と対応力の向上に努めている。 より良く生活する為の12ヶ条を掲げ保育の中で、寸劇や保護者会で人権啓発に取り組んでいる。 人権情報誌「ひまわりのたね」を発行し、保護者と園が共に人権啓発に取り組み、「HOTタイムたいむ」「はあとたいむ」で親子の人権啓発活動を進めている。 園だよりに人権コーナーを設けて、子ども達の思いやり等エピソードを取り上げ、人格を尊重し合える保育に努めている。
ア 子どもが、自分の意見を保育者など大人にはっきり言う事が出来るよう配慮している。		○		
イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。		○		
ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。		○		
エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。		○		

オ	子どもの人権について正しい理解と認識を深めるため、必要な研修等に職員が参加し、その実践に務めている。	○	保育計画に人権に関する取組姿勢を明記し、人権擁護推進計画を作成し、保育参観、個別懇談会、家庭訪問、保護者研修会等を通して、人権保育の推進・啓発に積極的に取り組んでいる。	
カ	保護者に、子どもの権利擁護に関する情報(「子ども権利条約」「児童憲章」など)を提供し、啓発している。	○		
(22)	性差への先入観による固定的な観念や性別役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	㉑	b	c
ア	「男の子だからめそめそするな」などと、子どもの態度について、性差への先入感による固定的な対応をしていない。	○	性差のない保育を基本に、子どもの思いを受け止めて対応する保育を進めており、園だより・クラスだよりなどで保護者に取り組み内容を伝えている。	
イ	「それは女(男)の子の色」などと、子どもの服装などについて、性差への先入感による固定的な対応をしていない。	○	出席簿やロッカー等は性別による色分けはせず、遊びでは個人の思いを尊重し、ままごと遊びなど男女区別なく遊べるようにしている事を保護者にも伝えている。	
ウ	「それは女(男)の子の遊び」などと、子どもの遊び方について、性差への先入感による固定的な対応をしていない。	○		
エ	「男の子だから家事をすることはしない」などと、育児、家事、介護などについて性差への先入観による固定的な対応をしていない。	○	寸劇や本の読み聞かせの中で性差についての固定概念を持たない保育に努めている。	
オ	「それは女(男)の子の仕事」などと、職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	○		
(23)	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉑	b	c
ア	授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目を合わせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。	—	現在授乳対象園児は在籍していない。	
イ	離乳食については、家庭と連携を取りながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。	○	育児担当制を採り入れ、1歳児は担当制の保育者、2歳児は保育者全員で担当している。ゆるやかな育児に心掛け、子ども一人ひとりの状況を把握し、子どもとの信頼関係を大切にした保育に努めている。	
ウ	おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップを取りながら行っている。	○		
エ	一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。	○	離乳食は、一人ひとりの状況に応じた献立を名前入りプレートで提供している。乳児保育の留意事項を指導計画に明記し、一人ひとりの状況に応じた保育に当たっている。	
オ	外気に触れたり、外遊びを行う機会を設けている。	○		
カ	喃語には、ゆったりとやさしく応えている。	○		
キ	顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや、触れ合い遊びを行っている。	○	保育室を区切り畳敷きの午睡コーナーを設けている。寝かせる場合は、仰向けにしてSIDS防止に向け0歳児は5分毎、1歳児は15分毎にチェックし記録を残している。	
ク	たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。	○	プール遊びや散歩等、外気にふれる機会を設けている。	
ケ	寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせている。	○		
コ	特定の保育者との継続的な関わりが保てるように配慮している。	○		
(24)	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉑	b	c
ア	家庭的な雰囲気が感じられる。	○	16時以降は、未満児と以上児に分かれて皆が同じ保育室で一緒に過ごす異年齢保育となり、保育者に絵本を読んで貰ったり、高年齢児が低年齢児にゲームを教えたりしながら楽しく、寛く保育に努め、自由な子どもの時間作りを進めている。	
イ	好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。	○	専用の連絡表により子どもの状況を伝え、気になる子どもの様子は丁寧に保護者に伝えている。保護者は降園時、ホワイトボード等確認し、保育者からの伝達事項を詳しく聞いている。	
ウ	長時間にわたり保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。	○	連絡帳には、伝えた内容欄、記入者の確認チェック欄があり口頭でも説明している。	
エ	一人一人の子どもの要求に応じて、抱いたり声をかけるなど、ゆったりと接している。	○		
オ	異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。	○		
カ	子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。	○		
キ	長時間にわたる保育のための適切な職員配置がなされている。	○		

未満児のトイレの棚に使用済みの紙パンツを丸めて置いている。衛生上からも、事後速やかに片付ける様、望ましい。

(25) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	㉔	b	c	個別支援が必要な園児が数名在籍し、保育者の見守りの中で園児達が声を掛け合い、一緒にゲームや絵本読み等を楽しんでいる。 クラス入り口等バリアフリー化が不十分などところがある。 特別支援教育の内外研修に参加し、研修報告を全職員に回覧して研修内容を共有している。また「たんぼぼ教室」の支援事業とも連携を図っている。園では特別支援コーディネーターを中心に家族との連携、保護者の不安を汲み取り、家族と共に歩む姿勢、専門家との連携と経過観察をすすめながら思いの共有に努めている。  車椅子で園庭からテラス迄のスロープを設けているが、入室出来るよう敷居、トイレなどのバリアフリー化は十分ではない。	障がい者が入室するには敷居、トイレなどのバリアフリー化は十分ではない。 車椅子使用者が来園した場合等に備えて、バリアフリー化を望む。当面、車椅子用スロープを備える事を望みたい。
ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。		○			
イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。					
ウ 障害のある子ども一人一人に合わせた園での生活の仕方の個別指導計画が立てられている。		○			
エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。		○			
オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。		○			
カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。		○			
キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。		○			
ク 障害のある子どもない子ども、互いの良さを感じとり楽しく交流している。		○			
ケ 障害のある子の保護者の思いを受けとめ、配慮している。		○			
<b>II. 子育て支援</b>				子どもの園での生活内容を、児童票、保育日誌、早朝・薄暮保育日誌等に詳細に記録している。送迎時の対話による情報交換、連絡帳の活用、個別相談、家庭訪問等で育児全般、日常的な連携、子育ての考え方の確認、保育参観後の懇談・面談等で共有を図っている。  「虐待対応マニュアル」を基に保育者が、登園時の健康観察や着替え時等に兆候や変化等に気付いた時、速やかに、園長に報告し、早期に問題解決に向かう体制を敷き、市の子育て応援課・家庭相談室等の関係機関と交流を図り、「虐待ホットライン」を活用し、家庭児童相談所と連携する体制も整えている。	
<b>1 入所児童の保護者の育児支援</b>					
(1) 一人一人の保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	㉔	b	c		
(2) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	㉔	b	c		
(3) 子どもの発達や育児などについて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	㉔	b	c		
(4) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。	㉔	b	c		
(5) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所(子ども家庭相談センター)や家庭児童相談室(子ども家庭相談室)などの関係機関に照会通告を行う体制が整っている。	㉔	b	c		
<b>2 多様な子育てニーズへの対応</b>					
(6) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行いそれを事業に反映している。	㉔	b	c		
<b>3 地域の子育て支援</b>					
(7) 育児相談などの地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。	㉔	b	c		
ア 電話やファックスなどによる子育て相談を行っている。		○			
イ 来園による子育て相談を行っている。		○			
ウ 育児情報の提供を行っている。		○			
エ 地域の子育て家庭の親子が定期的集まる機会を設けている。		○			
オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。		○			
カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。		○			
(8) 一時預かりは、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	a	b	㉔		
ア 一時預かりのための保育室などの確保に配慮している。					
イ 一時預かりのための担当者が決められている。					
ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。					
エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。					
オ 一時預かりの子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。					
				市の方針により、一時預かり保育は実施していない。	現在の社会情勢や地域の一時保育の要望に応えられる様、その実現に向けて対応の検討を望みたい。

<b>Ⅲ. 地域の住民や関係機関等との連携</b>					
<b>1 地域の住民や関係機関・団体との連携</b>					
(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。	㉠	b	c	地元住民の強い要望で、開園した当園は『おらが在所の保育園』と地域の人々から特別の思いで迎え入れられている。運動会の音量にも好感を持って見守られている。同地域の、保育園・幼稚園・小学校・ひまわりの家・市幼児課と定期的に交流している。	
(2) 子どもの健康状態について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。	㉠	b	c	看護師が配置し園医や主治医と相談等の連携が良く出来ている。	
(3) 育児相談などに際して、児童相談所(子ども家庭相談センター)や家庭児童相談室(子ども家庭相談室)などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。	㉠	b	c	保幼小連携事業で交流会を行い、研修を受け職員間での会議を定期的にもっている。	
(4) 小学校との間で小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。	㉠	b	c		
(5) 区域担当の児童委員(民生委員)や主任児童委員、自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。	㉠	b	c	地域の老人クラブ、ひだまりの家のデイサービス利用者、ひまわりの会、鶴亀の会等の人々と世代間交流を行なっている。地域住民から畑を借り野菜作りをしたり、園の餅つきに参加して貰い子ども達と共に楽しく過ごしている。	
(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。	㉠	b	c		
(7) 中高生などの保育体験を受け入れるにあたり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	㉠	b	c	中学生の体験学習を受け入れている。子ども達との交流から、『保育者になりたい。』と感想も得ている。	
<b>2 実習・ボランティア</b>					
(8) 実習生を受け入れるにあたっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。	㉠	b	c		
ア 実習生を受け入れるにあたり、保育目標や保育の実態、子どもの発達について説明している。		○		保育実習のしおりを備え、保育実習生1名2週間、看護学生3名3日間、受け入れている。子ども達は実習生に甘えてついて回り、保育者には普段見せない一面が見て取れ良い効果となっている。園として実習生には、実習の体験を活かしそれぞれの道に繋げてくれる事を期待している	
イ 子どもへの関わり方を適切に指導している。		○			
ウ 実習生の言動が保育に支障をきたすときは、はっきりと気付かせ、改めさせる指導の努力をしている。		○			
エ 実習生の感想・意見から園側は学ぼうとしている。		○			
(9) ボランティアを受け入れるにあたっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され受け入れの担当者も決められている。	a	㉠	c	ボランティアの公式な受入体制はなされていないが、地域住民からのボランティア協力を得て保育園運営に活かしている。受入事例として「畑の提供」「さつま芋等の野菜栽培の指導や子どもと一緒に収穫」「七夕の笹の差し入れ」「餅つきのへ参加・協力・指導」「砂場の砂の補充」「園舎周りの枝切り」等がある。	公式なボランティア受入体制を構築して、現在協力を得ているボランティア活動中等の不測の事故に備えられる様、検討して欲しい。
ア ボランティアを受け入れるにあたり、保育の実態や子どもの発達について説明している。		○			
イ さまざまなボランティアの形を探り、子どもたちに多様な出会いや学びの場を与えようとしている。		○			
ウ ボランティアの感想・意見から園側は学ぼうとしている。					

<b>IV. 運営管理</b>							
<b>1 基本方針</b>							
(1) 保育課程を編成し、保育理念及び基本方針を明文化している。	Ⓐ	b	c				
(2) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。	Ⓐ	b	c				
<b>2 組織運営</b>							
(3) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。	Ⓐ	b	c				
(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。	Ⓐ	b	c				
(5) 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ	b	c				
(6) 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ	b	c				
(7) 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ	b	c				
(8) 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ	b	c				
(9) サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ	b	c				
(10) 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ	b	c				
(11) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。	Ⓐ	b	c				
<b>3 守秘義務の順守</b>							
(12) 守秘義務の遵守を周知している。	Ⓐ	b	c				
<b>4 情報提供・保護者の意見の反映</b>							
(13) 情報提供にあたって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。	Ⓐ	b	c				
ア 園だより、クラスだより等を配布している。		○					
イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫が見られる。		○					
ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。		○					
エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。		○					
オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。		○					
カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。		○					
(14) 保育の実施にあたり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。	Ⓐ	b	c				
(15) 苦情申し立てについての体制ができており、周知されている。	Ⓐ	b	c				
<b>5 安全・衛生管理</b>							
(16) 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備され機能している。	Ⓐ	b	c				
(17) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ	b	c				
(18) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。	Ⓐ	b	c				
(19) 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ	b	c				
(20) 調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	Ⓐ	b	c				

「子どもの最善の利益を守りく生きる力」の基礎を培う」との基本理念に基づき、地域の子育て環境や保護者の子どもへの思いを骨子とした全体的な計画を作成している。保育目標は職員室に掲示し、園だよりに毎月掲載し、保護者、地域関係機関、地域住民にも配布し啓発している。

会議は、全体会議、リーダー、以上児、未満児各会議、園内委員会に保育者が取り組み、保育の資質向上・改善を協議している。自己評価を年1回実施している。担当保育者が園児の観察経過・観察状況を毎日記録し、ケース会議で検討し、個人毎に児童票に記録している。児童票等の個人情報は、基本ルールを遵守し、職員室キャビネットに施錠保管している。

栗東市のホームページに園紹介や入園の案内を掲載し、地域や利用者(保護者と子ども)へ周知を図っている。

市職員守秘義務規定を全体会議や研修で徹底するとともに、日常的に確認し遵守に努めている。

毎月、「園だより」手書きの「クラス便り」「給食だより」「保健だより」「献立表(普通食・離乳食)」「ひまわりのたね(人権情報)」を保護者に配布している。

クラス毎に情報を掲示し個人情報は連絡帳、送迎時の保護者との会話等で情報提供に努めている。虹のかけはし(保幼小の情報誌)を地域に配布し、園内の様子や行事内容、クラスだよりを園内掲示板で知らせている。

送迎時の保護者との面談を軸に、アンケート、意見箱、家庭訪問、個別懇談会等の機会に保護者の意見を聞き、各会議で協議している。

苦情受付窓口、解決責任者、第三者委員を設置し、苦情処理記録は保育者に回覧している。

栗東市のホームページで当園の園概要、保育内容、子育て支援や年間行事予定などを紹介しているが、園評価の公開や園だより、子育て通信、日々のアルバム等も紹介し、園選択肢に役立つ様、更に内容の充実を図る事を望む。内容の更新は定期的に確実に実行する事を望みたい。

緊急時対応マニュアルに基づき、毎月避難訓練(火災・地震・不審者)を行い、保護者会の後、緊急時の子どもの引き渡し訓練も行っている。月2回の安全点検で設備・備品・遊具等の点検を行っている。ヒヤリハットを重視し、その都度話し合い、数日以内には対策を講じ事故防止に活かしている。

調理場、水回り管理は安全点検簿や調理場点検簿等のチェック表に沿って実施し、担当者・責任者(園長)が確認押印している。